

10月  
から

## 小学校卒業まで 医療費を助成します！



村では、医療福祉の向上と健康の保持増進を図るため、10月1日から乳幼児医療費の助成年齢を6歳(小学校就学前)から12歳(小学校)まで引き上げることとしました。

この制度は、子どもが12歳に達する日以降の最初の3月31日までの保険適用医療費と入院食事療養費の個人負担金分を助成するものです。

医療費助成の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ 健康福祉課健康係 (☎ 42-1619)

### 制度の内容

対象	村内在住で健康保険に加入してる方 12歳に達した年度末まで(小学校卒業まで)	(国保:申請の必要はありません) (国保以外:受給者証の交付申請または更新が必要です)
助成範囲	個人負担の全額 保険外の費用は対象外(特定医療費、診断書料、健康診断、予防接種)	
方法	国保	県内の医療機関:窓口で、健康保険証を提示。
	国保以外	県内の医療機関:窓口で、健康保険証と乳幼児医療受給者証を提示。 (医療機関により、取り扱いをしないところがあります。その場合は通常どおり払い、助成費は後日、健康福祉課へ領収書を添えて償還払申請して下さい)



## 元気アップ教室始まる！

(国保ヘルスアップ事業)

演活動を行っている、長島寿恵先生(東京都在住)の講演を行い、28人の希望者のほか、一般の方も参加しました。



▲教室のようす

生活習慣が変われば  
心も体も数値も変わる

今年度から、国の医療制度が変わり、特定健診の結果を3つの階層にわけ、それぞれの健康レベルに応じた保健指導を、保険者ごとに実施することが義務づけられました。

村国保では、このほど生活習慣病が軽度な方(情報提供レベル)のうち、教室希望者を対象に、健康教室を開始しました。

開講式では、薬剤師、健康運動指導士等の資格を有し、全国で講

先生からは「生活習慣病を予防するために、日常生活を変えようとする時は、決意したことを出して言う。自分には聞いてみよ。自分にも前向きにしてみると、体も元気になり、いい結果が出ます」というアドバイスや、その他に食事、運動面で健康を維持するための方法など、日常生活で無理なく取り組める方法、健康になるための身体のツボについてもいねいに教えていただきました。

今後、栄養士による栄養指導のほか、4回の運動教室が予定されています。

また、生活習慣病が中度・高度の方を対象に、10月から、それぞれ教室(特定保健指導)を開催する予定です。対象者には、健康福祉課よりご案内します。この機会にぜひご参加下さい。